

釧路市

【令和7年度】

申請受付期間 令和7年4月1日(火)～10月31日(金)まで

住宅 エコリフォーム 補助制度

釧路市はエコで快適な家づくりを応援します

基本補助

対象工事費の **10%**
最大50万円

加算で更に補助金額

アップ ↑

「高齢者同居加算」で **5%** 上乘せされ

基本補助と合わせると **最大75万円**

「地域材利用加算」で **1万円/m³** 上乘せ
※地域材の使用量が1m³未満の場合も一律1万円を加算

※受付期間内に先着順で申請を受付け、予定額に達した時点で終了いたします。

■省エネ改修工事（省エネ基準に適合）

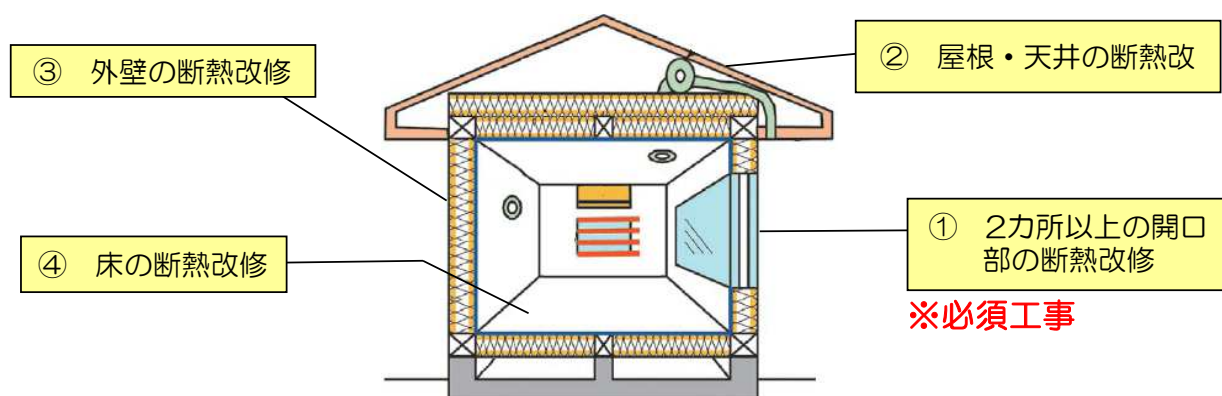
・開口部の断熱工事【必須工事】※2カ所以上を実施すること

① 窓等開口部の断熱改修工事

・躯体等の断熱工事【上記工事と併せて行うもの】

② 屋根・天井の断熱改修工事 ③ 外壁の断熱改修工事

④ 床の断熱改修工事



省エネ基準を満たす住宅のイメージ

■バリアフリー改修工事

- | | |
|---------|-----------------|
| ① 浴室の改良 | ⑤ 通路の拡幅 |
| ② 便所の改良 | ⑥ 手すりの設置 |
| ③ 階段の改良 | ⑦ 出入口の戸の改良 |
| ④ 段差の解消 | ⑧ 滑りにくい床材料への取替え |



■お問い合わせ先

釧路市役所 住宅都市部 建築指導課 指導防災係（市役所本庁舎5階）

電話番号 0154-31-4569

釧路市ホームページからは、
トップページ→まちづくり・環境→都市・建築→建築→建築指導・防災→釧路市住宅
エコリフォーム補助制度の順番で開いてください。

補助制度の概要について

■補助対象の住宅及び申請者の条件は？

◎補助対象の住宅（省エネ工事については昭和56年6月1日以降に着工された建物）

- 市内の住宅で、次にあげる住宅（空き家は含みますが、賃貸住宅は含みません。）
 - ① 戸建住宅（店舗、事務所などとの併用住宅も含みます。）
 - ② 長屋、共同住宅の住戸部分、分譲マンションの専有部分
- ※ 長屋、共同住宅、分譲マンションの共用部分は補助対象外となります。
- ※ 店舗や事務所などとの併用住宅は、住宅部分の面積が全体面積の1/2以上の場合のみ、住宅部分が補助対象となります。

◎申請者の条件

- 補助対象の住宅を所有している釧路市民または、改修工事後速やかに市民になる方
- 補助対象の住宅に居住している、または、改修後速やかに居住する方
- 満20歳以上で市税等を滞納していない方
- 釧路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない方

■補助申請の受付期間はいつからいつまで？

令和7年4月1日（火曜日）から10月31日（金曜日）まで

- 上記受付期間内に先着順で申請を受付け、補助金額が予定額に達した時点で終了いたします。

■どのような工事が対象となるの？

◎補助対象となる工事

省エネ改修工事

省エネ基準（釧路市住宅エコリフォーム補助金交付要綱による）に適合する、次にあげる工事

- ① 2力以上の開口部の断熱改修工事 ※必須工事
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 屋根・天井の断熱改修工事
- ④ 外壁の断熱改修工事
- ※ ②、③、④のいずれかの工事を行う場合は①の工事の実施が条件。
- ※ 断熱改修工事に必要な関連工事も補助対象となります。

バリアフリー改修工事

上記の省エネ改修工事とバリアフリー改修工事を同時に行うこともできます。

- ①浴室の改良
- ②便所の改良
- ③階段の改良
- ④段差の解消



- ⑤通路の拡幅



- ⑥手すりの設置



- ⑦出入口の戸の改良



- ⑧滑りにくい床材料への取替え

※④及び⑥の工事は、玄関ポーチも補助対象となります。

◎工事施工者の条件

- 建設業の許可又は市に施工業者としての資格の登録を受けた釧路市、釧路町に本店を有する業者。
- 個人の場合は市内に住民登録を有すること。身分証明書または住民票（抄本）および過去1年間の工事履歴が記載された書類の提出が必要になります。ただし、契約金額が500万円以上の場合には建設業の許可が必要となります。

■補助金はいくらもらえるの？

◎「基本補助」について

補助対象工事費の10%で、戸当り最大50万円（千円未満切捨て）

- 補助対象額は消費税を含む補助対象となる改修工事費用（見積額）と、市の定める標準費用額により算出した額を比較し、いずれか少ない額の合計です。
- 同一年度において、1人1回限り、または同一住宅について1回限り申請可能です。
- 補助対象工事費（消費税を含む）の合計が15万円以上の工事が対象となります。

◎「高齢者同居加算」とは？

- 三親等以内の親族である高齢者と同居（申請者が高齢者である場合、高齢者または高齢者以外の三親等以内の親族との同居を含む）する場合、または既に同居している場合、補助対象額の5%を上乗せ加算し、基本補助と合わせて最大75万円です（千円未満切捨て）。
ただし、申請者と同居者が夫婦の場合は対象となりません。
- 対象となる住宅に居住する全員の住民票の写しは、補助金の交付前に提出が必要です。

◎「地域材利用加算」とは？

- 補助対象工事に利用された釧路管内産の木材量に、市が算定した額1万円/m³を乗じた額を上乗せして加算します（千円未満切捨て）。
- ※ 補助対象工事に要した地域材の使用量が、1m³未満の場合は一律1万円を加算します。
- ※ 申請時には利用見込み量を明示した見積書、完了届提出時には認定された製材工場等が発行する木材産地証明（利用された地域材の量が明示されたもの）等を提出して頂く必要があります。

■交付申請書や工事完了届に必要な書類

交付申請時の提出書類

- ①エコリフォーム補助金交付申請書
- ②住民票の写し
（3ヶ月以内に発行されたもので、高齢者同居加算を受ける場合は対象となる住宅に居住する全員のもの）
- ③建物登記事項証明書等（3ヶ月以内に発行）
- ④工事見積書（地域材利用加算を受ける場合は、利用予定数量が明記されたもの）
- ⑤施工前、施工後の設計図書
- ⑥工事箇所の写真
- ⑦完納証明書（滞納がないことの証明書）
- ⑧各種公的支給や補助申請に関する申出書
- ⑨委任状（代理申請の場合）
- ⑩工事施工者の身分証明書または住民票（抄本）の写し、及び過去1年間の工事履歴が記載された書類
（工事施工者が個人の場合）

工事完了時の提出書類

- ①工事完了届（工事を行ったことの証明欄に、施工業者名の記入、押印）
- ②工事請負契約書等の写し
- ③領収書等の写し
- ④工事完了箇所の写真（窓以外の断熱改修の場合は施工中の写真も必要。地域材利用加算を受ける場合は地域材であることが判別可能なもの）
- ⑤検査済証（確認申請を要する場合）
- ⑥木材産地証明書（地域材利用加算を受ける場合で利用された木材量が明記されたもの）
- ⑦住民票の写し
（交付申請時、改修する住宅に未入居の場合）

■注意事項

- **申請時において既に工事に着手している住宅は補助対象外です。**
- 新築住宅は対象外です。
- 国の減税制度や固定資産税の減額は、補助と併用して受けることができますが、別途、減税等の対象となる条件（省エネリフォーム減税においては、工事した部分が省エネ基準を満たす）を満たす必要があります。
- 工事箇所や経費が明確に区分できる場合は、市や国など他の補助制度と併用可能な場合があります。

■その他

- 省エネ改修、バリアフリー改修には釧路市が定めた基準があります。まずは電話でご相談をしていただくか、パンフレット内「工事の判断基準」で詳細を確認してください。
また、相談へお越しの際は、専門家と一緒にお越しになることをお勧めいたします。
- 申請書は市役所、各行政センター、鳥取支所、コア鳥取・大空・かがやき等で配布するほか釧路市のホームページからダウンロードできます。

電話番号 0154-31-4569 お電話お待ちしております！

補助金の算出について

■バリアフリー改修工事に係る標準費用額

補助対象工事			標準費用
1 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	(1) 通路の幅を拡張する工事		166,100 円/㎡
	(2) 出入口の幅を拡張する工事		189,200 円/箇所
2 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事			585,000 円/箇所
3 浴室を改良する工事	(1) 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事		471,700 円/㎡
	(2) 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事		529,100 円/箇所
	(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事		27,700 円/箇所
	(4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事		56,900 円/箇所
4 便器を改良する工事	(1) 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事		260,600 円/㎡
	(2) 便器を座便式のものに取り替える工事		359,700 円/箇所
	(3) 座便式の便器の座高を高くする工事		298,900 円/箇所
5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	(1) 長さ150cm以上の手すりを設置する工事		19,600 円/m
	(2) 長さ150cm未満の手すりを設置する工事		32,800 円/箇所
6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	(1) 玄関等屋外への出入口及び上がりかまちの段差を解消する工事		43,900 円/箇所
	(2) 浴室の出入口の段差を解消する工事		96,000 円/㎡
	(3) 上記以外の段差を解消する工事		35,100 円/㎡
7 出入口の戸を改良する工事	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事		149,700 円/箇所
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事		13,800 円/箇所
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	ア 戸に開閉のために動力装置を設置する工事	447,500 円/箇所
		イ 戸を吊戸方式に変更する工事	134,600 円/箇所
		ウ 上記以外の戸への器具を設置する工事	26,400 円/箇所
8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事			19,800 円/㎡

備考

6の工事は、勝手口その他野外に面する開口の出入口及び上がりかまち、並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。

■省エネ改修工事に係る標準費用額

開口部の断熱化工事 (省エネ基準)

工事内容	ガラス交換※1		内窓設置※2 外窓交換※3		ドア交換※4	
	面積 ※5	1枚当たりの 標準費用	面積 ※6	1箇所当たりの 標準費用	面積 ※6	1箇所当たりの 標準費用
大	1.4 m ² 以上	88,000 円	2.8 m ² 以上	200,000 円	開戸：1.8 m ² 以上 引戸：3.0 m ² 以上	296,000 円
中	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	64,000 円	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	160,000 円	—	—
小	0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	24,000 円	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	136,000 円	開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満	256,000 円
要件等	以下のいずれかに該当すること。 ①子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において、登録されている建材のうち、省エネ基準への適合が確認できるもの ②カタログ等により、省エネ基準への適合が確認できるもの					

備考

※1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※3 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※5 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※6 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

躯体等の断熱化工事 (省エネ基準)

工事内容	断熱材の区分	熱伝導率 (W/m・K)	1 立方メートル当たりのモデル工事費
(7)外壁	A～C	0.052～0.035	149,000 円
	D～F	0.034 以下	224,000 円
(4)屋根・天井	A～C	0.052～0.035	53,000 円
	D～F	0.034 以下	91,000 円
(9)床	A～C	0.052～0.035	192,000 円
	D～F	0.034 以下	288,000 円
要件等	以下のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等が省エネ基準に適合するよう施工されるもの ①子育てエコホーム支援事業又はこどもエコすまい支援事業において、登録されている建材であること。 ②カタログ等により、省エネ基準への適合が確認できるもの。		

■住宅エコリフォーム補助対象工事判断基準

省エネの判断基準（平成28年国土交通省告示第266号）

1【開口部の断熱性能】

性能区分	熱貫流率	性能区分	熱貫流率
P	1.1以上	B	1.9 超 2.3 以下
S	1.1 超 1.5 以下	C	2.3 超 2.9 以下
A	1.5 超 1.9 以下	D	2.9 超 3.5 以下

開口部サイズ、性能区分が助成対象であるか確認が必要
※釧路市はB以上の断熱性能、窓サイズ、ガラスサイズはS（小）以上

熱貫流率基準値	【W/㎡・K】	メーカー名	製品名	製品型番	サイズ(L×X)	性能区分	中高層用カバー工法	子育てエコホーム	窓リノベ
1地域（釧路市）	2.3以下	○○○ ◆◆◆	□□□ ◇◇◇	△△△△ ▽▽▽▽	L X	S A		○ ×	○ ○
子育てエコホーム支援事業の ホームページによる確認	外窓、内窓 サイズ	X:0.2㎡未満(補助対象外) S(小):0.2㎡以上1.6㎡未満 M(中):1.6㎡以上2.8㎡未満 L(大):2.8㎡以上	ドアサイズ	開戸 1:1.0㎡以上1.6㎡未満 2:1.6㎡以上1.8㎡未満 3:1.8㎡以上2.8㎡未満 4:2.8㎡以上 引戸 1:1.0㎡以上1.6㎡未満 2:1.6㎡以上2.8㎡未満 3:2.8㎡以上3.0㎡未満 4:3.0㎡以上	ガラスサイズ	X:0.1㎡未満(補助対象外) S(小):0.1㎡以上0.8㎡未満 M(中):0.8㎡以上1.4㎡未満 L(大):1.4㎡以上			

■断熱改修工事の判断基準

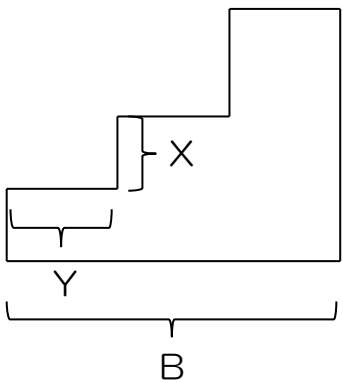
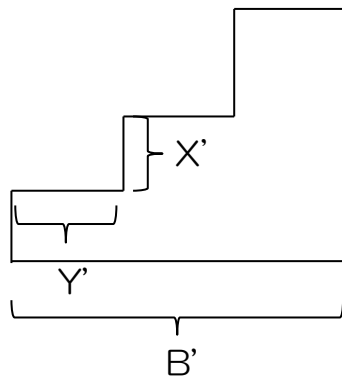
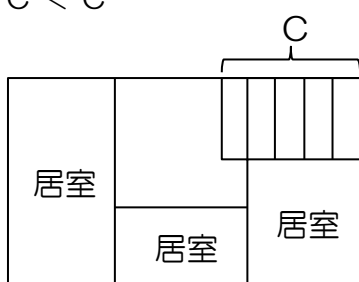
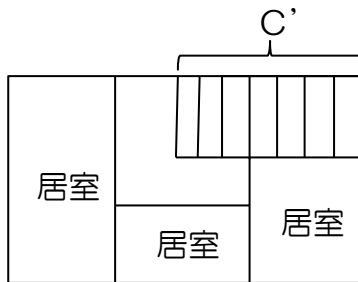
充填断熱と付加断熱(外張断熱)を併用する場合は、外張断熱の熱抵抗値を充填断熱の熱抵抗値に加えたうえで、充填断熱の熱抵抗値とみなして評価できる。

熱抵抗値【㎡ K/W】 ＝断熱材の厚さ【m】 ÷ 断熱材の熱伝導率【W/mK】			記号	A-1	A-2	B	C	D	E	F		
			熱伝導率 【単位:w/(m・k)】	0.052～ 0.051	0.050～ 0.046	0.045～ 0.041	0.040～ 0.035	0.034～ 0.029	0.028～ 0.023	0.022以下		
住宅 の 種類	断熱材 の 施工法	部位	断熱材の 熱抵抗値 【単位： (㎡・k)/W】	(参考値)断熱材の厚さ【mm】(以上)								
木造軸組 工法	充填断熱	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150		
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130		
		壁	3.3	175	165	150	135	115	95	75		
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115	
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75	
	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等の 外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80	
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30	
木造 枠組 壁工法	充填断熱	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150		
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130		
		壁	3.6	190	180	165	145	125	105	80		
		床	外気に接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95	
			その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70	
	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等の 外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80	
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30	
木造軸組 工法、木 造枠組壁 工法又は 鉄骨造	外張断熱 又は内張断 熱	屋根又は天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130		
		壁	2.9	155	145	135	120	100	85	65		
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85	
			その他の部分									
	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等の 外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80	
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30	
鉄筋コンク リート造等	内断熱	屋根又は天井	8.9	465	445	405	360	305	250	200		
	外断熱		10.9	570	545	495	440	375	310	240		
	両面断熱		5.7	300	285	260	230	195	160	130		
	内断熱	壁	5.4	285	270	245	220	185	155	120		
	外断熱又は 両面断熱		2.8	150	140	130	115	100	80	65		
	内断熱又は 両面断熱	床	外気に接する部分	5.3	280	265	240	215	185	150	120	
				12.3	640	615	555	495	420	345	275	
			内断熱又は 両面断熱	その他の部分	2.9	155	145	135	120	100	85	65
					5.9	310	295	270	240	205	170	130
	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等の外周 部の基礎壁	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80	
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30	
				断熱材の厚さ【単位:mm】								

断熱材の厚さ【単位:mm】

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類の例
A-1	0.052～0.051	・吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051 ・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード) DIB, DIBPA
A-2	0.050～0.046	・グラスウール断熱材(通常品) GW10-48, GW10-49, GW10-50 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-46, GWHG10-47 ・吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW2050 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2547
B	0.045～0.041	・グラスウール断熱材(通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-43, GWHG10-45, GWHG12-43 ・ロックウール断熱材(LA, LB, LC) RWLA, RWLB, RWLC ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4号) EPS4 ・ポリエチレンフォーム断熱材(1種 1号、2号) PE1.1, PE1.2
C	0.040～0.035	・グラスウール断熱材(通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG16-38, GWHG24-35, GWHG24-36, GWHG32-35, GWHG20-35, GWHG20-36 ・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB ・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM ・吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036, LFGW3238 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 ・吹込み用ロックウール断熱材(屋根・床・壁用) LFRW6038 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(2号、3号) EPS2, EPS3 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ・ポリエチレンフォーム断熱材(2種) PE2 ・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 ・フェノールフォーム断熱材(2種 1号、3種 1号) PF2.1A, PF3.1A ・フェノールフォーム保温板(3種 1号) PF-B-3.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種 3) NF3
D	0.034～0.029	・グラスウール断熱材(通常品) GW80-33, GW96-33 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-33, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ・ロックウール断熱材 RWHC ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1号) EPS1 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ・ポリエチレンフォーム断熱材(3種) PE3 ・フェノールフォーム断熱材(2種 2号) PF2.2A I, PF2.2A II ・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種) PUF1.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種 1、2) NF1, NF2
E	0.028～0.023	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC ・フェノールフォーム断熱材(2種 3号) PF2.3A ・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種、2種、3種) - PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種 1H、2H) NF1H, NF2H
F	0.022 以下	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aD, XPS3bD ・フェノールフォーム断熱材(1種 1号、2号、3号) PF1.1A, PF1.2C, PF1.2D, PF1.2E, PF1.3B ・フェノールフォーム保温板 1種 2号 PF-B-1.2 ・硬質ウレタンフォーム断熱材(2種) PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

■バリアフリー補助対象工事判断基準

補助対象工事	判断基準
1 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	(1) 通路の幅を拡張する工事 (2) 出入口の幅を拡張する工事 通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、概ね750mm以上（浴室の出入口にあつては概ね600mm以上）であるものをいい、具体的には壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が予想される。 通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。
2 階段の設置 （既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事	以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。 ① 改修工事前後の立面断面図で比較する場合 $X/Y > X'/Y'$ $A/B > A'/B'$ （注）X、X'：けあげの寸法、Y、Y'：踏面の寸法 A、A'：階段の高さ、B、B'：階段の長さ  （改修工事前）  （改修工事後） ② 改修工事前後の平面図で比較する場合 $C < C'$  （改修工事前）  （改修工事後）

補助対象工事		判断基準
3 浴室を改良する工事	(1) 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	浴室の床面積を増加させる工事であって、工事後の床面積が概ね1.8㎡以上及び短辺の内法寸法が概ね1,200mm以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。 浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動や、一体工事として浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置、浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等の工事は含まれる。
	(2) 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事は一体工事として含まれる。
	(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	設置に際し工事に伴わない福祉用具（バスリフト等）やその他の設備の設置は含まれないが、一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事は含まれる。
	(4) 高齢者等の身体の清浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	蛇口の移設、レバー式蛇口やワンブッシュ式シャワーへの取替え等の工事をいい、一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等の工事は含まれる。
4 便所を改良する工事	(1) 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	便所の床面積を増加させる工事であって、工事後の長辺の内法寸法が概ね1,300mm以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離が概ね500mm以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が予想される。 便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事は含まれる。
	(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等がついているものを含む。）に取り替える工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座への取替えは含まれないが、一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事は含まれる。
	(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置は含まれないが、一体工事として座高を高く工事と併せて行うトイレトーパーホルダーの移設等の工事は含まれる。

補助対象工事		判断基準		
5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関（玄関ポーチ及びこれと一体の構造のスロープを含む。）並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	（１）長さ150cm以上の手すりを設置する工事	玄関ポーチ及びこれと一体の構造のスロープに設置する手すりや転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。		
	（２）長さ150cm未満の手すりを設置する工事			
6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関（玄関ポーチ及びこれと一体の構造のスロープを含む。）を結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	（１）玄関等屋外への出入口及び上がりかまちの段差を解消する工事	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付に当って工事を伴わない段差解消板等は含まないが、玄関ポーチ及びこれと一体の構造のスロープを設置したり、廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。		
	（２）浴室の段差を解消する工事			
	（３）上記以外の段差を解消する工事			
7 出入口の戸を改良する工事	（１）開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。		
	（２）開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事を言う。		
	（３）戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	ア 戸に開閉のための動力装置を設置する工事	引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。	
		イ 戸を吊戸方式に変更する工事		
		ウ 上記以外の戸への器具を設置する工事		
8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。			

住宅エコリフォーム Q&A

対象となる住宅に関すること

Q1.	空き家や中古住宅を購入し、改修工事後に入居する場合は対象となりますか？
A1.	申請時に住宅を所有している事が確認できる場合は対象となります。ただし、改修後、その住宅に入居した事を確認するため、工事完了届を提出する時に住民票の写しを添付していただきます。
Q2.	子どもが、親の住んでいる親名義の住宅を改修工事する場合は対象となりますか？
A2.	住宅を所有し、かつ、居住している方、または改修後速やかに居住する方が補助対象者となります。ご質問のケースでは、子どもは補助の対象者となりません。
Q3.	夫婦所有で共有名義の住宅の場合、申請者はどちらか1名だけでよいですか？
A3.	どちらか1名が申請者となっても構いませんが、工事の契約者(代金の支払い者)が申請してください。
Q4.	分譲マンションは対象となりますか？
A4.	専有部分のみ対象となります。管理規約で特に定めがない限り、住戸の外窓は共用部分と扱いますので、補助の対象となりません。また、天井、外壁、床等の断熱改修工事も補助対象外となります。
Q5.	賃貸住宅は対象となりますか？
A5.	住宅を所有していることが条件となりますので、賃貸住宅は対象となりません。
Q6.	店舗併用住宅は対象となりますか？
A6.	住宅部分が全体の過半である建物について、住宅部分のみ対象となります。また、省エネ改修工事については、住宅部分について、対象となる部位全体の改修工事を行った場合に、補助の対象となります。
Q7.	寮や社宅などは対象となりますか？
A7.	賃貸住宅同様に、寮や社宅などは対象となりません。

補助申請に関すること

Q8.	既に工事が終わってしまったものや、現在工事中の場合は補助金を申請する事は可能ですか？
A8.	補助金の交付決定後に工事着手する事が条件となっていますので、ご質問のケースでは、補助金を申請する事はできません。
Q9.	1つの住宅について、別の年度に再度補助を受けることは可能ですか？
A9.	当該年度につき1回限りとなりますので、別の年度であれば補助を受ける事が可能です。
Q10.	郵送による補助金の申込みは可能ですか？
A10.	申請書等については、受付時に申請者と市の双方でその内容について確認をしますので、郵送での申込みはできません。申請者から委任された施工業者等の代理人から申請書を提出いただくことは可能です。

補助金等との併用に関すること

Q11.	他の補助制度や支援事業との併用は可能ですか？
A11.	同一の工事箇所については補助の併用はできません。工事箇所及び工事費用が、明確に区別できる場合は併用可能となります。
Q12.	税制優遇と併用可能ですか？
A12.	税制優遇の条件に合う場合は併用可能です。減税制度の条件は、所得税については釧路税務署、固定資産税については釧路市役所資産税課へお問合せください。

工事内容や基準に関すること

Q13. 補助金申請後に工事内容の変更は可能ですか？

A13. 対象項目が変わった場合は変更届を出していただくことになります。ただし、交付決定した補助金の増額変更はできません。

Q14. トイレやお風呂を増築する場合は対象となりますか？

A14. 対象となりません。トイレやお風呂を改修する工事が補助対象となります。

Q15. 温水洗浄便座(ウォッシュレット等)の設置は対象となりますか？

A15. 温水洗浄便座の設置のみでは対象となりませんが、便器を同時に取替える場合は対象となります。

Q16. 屋外(敷地内)も対象となりますか？

A16. 玄関ポーチおよび、これと一体構造のスロープに関するバリアフリー改修工事であれば、対象となる場合があります。

Q17. 現行の省エネ基準への適合判定方法は？

A17. 申請時に図面等に窓の製品名や断熱材の種類、厚さ等を記載していただきます。窓や断熱材の性能、厚さ等はパンフレットの5ページ、6ページ、7ページをご確認ください。
また工事完了届提出時に、工事中の写真を含む断熱材の性能、厚さ等がわかる写真を提出していただきます。

Q18. 外壁の断熱改修は1面だけでも対象となりますか？

A18. 部分的な改修工事についても対象となります。

Q19. 自分で工事を行った場合、補助を受けることは可能ですか？

A19. 補助を受けることはできません。

住宅専門の電話相談窓口のご案内

住まいるダイヤル
0570-016-100

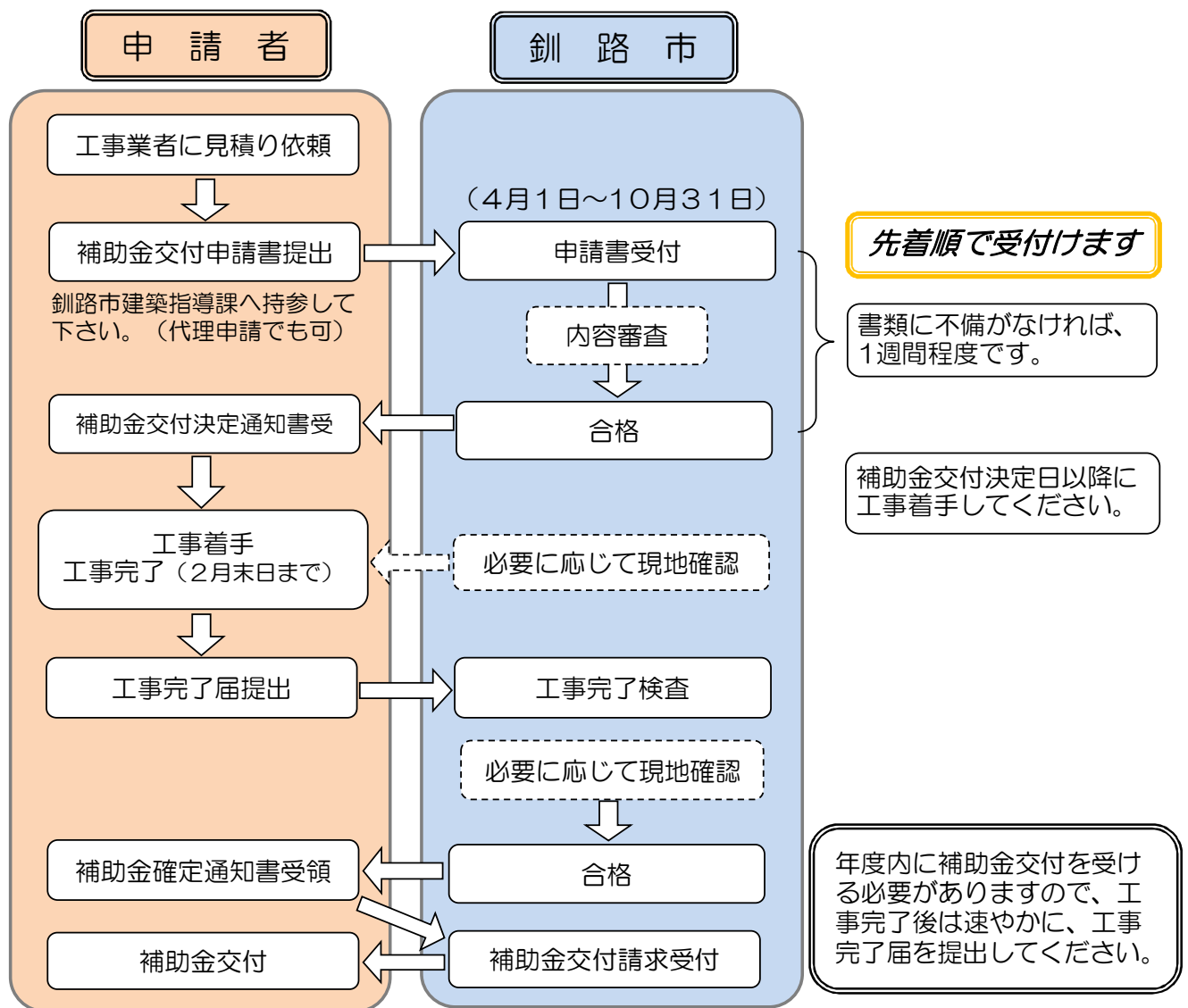
ナビダイヤルは、固定電話3分9.35円(税込)、携帯電話3分99円(税込)で
全国どこからでも通話することができます。

電話受付 10:00~17:00(土、日、祝休日、年末年始を除く)

03-3556-5147 もご利用いただけます。

住まいるダイヤルは国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。
住まいについてのいろいろな相談をすることができます。

補助金交付までの流れ



■一定要件を満たしていれば、「バリアフリーリフォーム」、「省エネルギーリフォーム」をすることで、「所得税の控除」や「固定資産税の減税」を受けることができます。

詳しくは下記、連絡先へお問い合わせ下さい。

○所得税の控除について 鉚路税務署 鉚路地方合同庁舎 0154-31-5100

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shoto303.htm>

○固定資産税の減税について 鉚路市役所財政部 資産税課 資産税係 0154-23-5198

<https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/zeikin/1010710/1003966/1003976.html>

鉚路市住宅エコリフォーム補助制度のホームページ

鉚路市ホームページアドレス：<https://www.city.kushiro.lg.jp/index.html>

※TOPページから、まちづくり・環境→都市・建築→建築→建築指導・防災→鉚路市住宅エコリフォーム補助制度の順番で開いてください。

お問い合わせ・ご相談は

鉚路市役所本庁舎 5階

住宅都市部 建築指導課 指導防災係

〒085-8505 鉚路市黒金町7丁目5番地 電話番号：0154-31-4569 (直通)

E-mail：ke-shidoumousai@city.kushiro.lg.jp